

○議事日程

令和3年12月17日（金） 第4日

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 一般質問



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

10名

1	番	長谷川	淳	君
2	番	村山	博司	君
3	番	松本	暁大	君
4	番	三宅	祐司	君
5	番	後藤	友紀	君
6	番	松原	浩二	君
7	番	櫻井	明	君
8	番	渡邊	憲司	君
9	番	木下	美津子	君
10	番	岩田	晴義	君



○欠席議員

なし



○説明のため出席した者の職氏名

町	長	小島	英雄	君
副町	長	坂口	正	君
教育	長	野原	弘康	君
会計管理	者	井上	哲也	君
総務部	長	傍島	敬隆	君
総合政策部	長	三輪	学	君
福祉部	長	小関	久志	君
土木部	長	安田	悟	君
住民部	長	堀場	康伸	君
総務課	長	記野	雅之	君

財 政 課 長 服 部 貴 司 君
総 合 政 策 課 長 摂 田 真 広 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 朝 倉 修 一
書 記 渡 邊 二 志 夫

開議

午前10時 開議

○議長（松原浩二君） 会議を始める前に、岩田議員は体調のことがありますので、今回、車椅子の状態です。本日、2番目に岩田議員は登壇予定ですが、体調のこともありますので、座ってやっていただくということで許可しましたので、よろしくをお願いします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松原浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において8番 渡邊憲司議員、9番 木下美津子議員の両名を指名します。

第2 一般質問

○議長（松原浩二君） 日程第2、これより一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 皆さん、おはようございます。2番議員の村山です。議長のお許しがありましたので、これより一般質問をさせていただきます。私は大きく3つの項目について質問をさせていただきます。

まず最初に、災害への備えが充実したまちづくりを目指してということで、4項目について説明をさせていただきます。

今回、11月号のマイタウンで「大規模災害に備える」をテーマに特集が掲載されました。非常に分かりやすくまとめてあり、町民の皆さんも改めて避難場所の確認、あるいは備蓄品を準備することの大切さを確認されたことと思います。先般も12月に和

歌山で震度5弱ですかね、地震がありましたので、なおさらタイミング的にもいいタイミングだったのかなと思っております。改めて敬意を表します。

それでは、まず1番目に入ります。災害用浄水器の配備・備蓄飲料水の把握についてご質問させていただきます。

本町は立地に恵まれておりまして、大規模災害に見舞われたことがまずほとんどないと言っていいと思います。しかし、近年局地的な豪雨による被害が全国で多発しております。また、今後30年以内には南海トラフ巨大地震が7割の確率で発生すると言われております。南海トラフ地震は広域に被災することが予想されておりますので、他都市あるいは企業からの支援が遅れる可能性があります。

災害時にはやはり水の確保が第一に重要視されます。本町の備蓄飲料水は現在どの場所にどれくらいあるのか。あるいは自治会独自に備蓄されている飲料水の量を把握されているのか、お聞かせください。

備えあれば憂いなしですので、量が多過ぎると困るということはないと思います。飲料水が生活用水確保のため災害用浄水器の配備を多くしてはいかがですかということについて問います。

参考までに、岐阜市は小学校などの指定避難場所全50か所と、帰宅困難者用にじゅうろくプラザに1基の計51基が配備されております。これにより計92万7,000リットルの飲料水を確保できるということでありまして。町としてのお考えをお聞きします。

続いて、2番目です。指定避難所に防災備蓄品の分配配備をしてはどうかという点です。

町には24か所の指定避難所があります。防災体制の強化を図るため、町が主体的に運営している指定避難所、いわゆるこれは管理人が在籍している建物であります。そういったときに、災害時速やかな対応ができるよう備蓄品を分配配備してはいかがですかということです。災害時には当然交通機関の麻痺や、道路の渋滞及び通行の不能箇所が発生します。町の方針をお聞かせください。

続いて、3番目です。避難所の開設・運営についてであります。

避難所の開設の基準、準備や、また避難所運営のマニュアルの周知見直しがこのコロナ禍の昨今、今後特に必要だと思えます。例えば、避難所開設の準備のため町職員の方が避難所に赴き、役場本部の指示を仰ぎ、待機されている光景を目にすることがあります。このような場合は即刻その施設の利用を中止させるべきであります。曖昧な対応は危険を招くと思えます。例えば、大雨注意報が出ているから大丈夫だとかではなくて、警報が出ていないから利用しても大丈夫なんだ、そんなことを考えてもしイベントをやっていた場合に、じゃ事故が起きたら誰が責任を取るのか、そういった

問題が発生する可能性があります。町主催のイベントですと、町の判断で速やかな対応を多分されるとは思いますが、第三者グループの場合はやはり町としてもやっぱり責任問題も発生すると思いますので、同じような対応をすべきではないかと思い、この方針をお聞かせいただきたいと思います。

次に、4番目であります。外国籍の人、あるいはお手伝いが必要な方への対応についてであります。

令和2年12月31日現在、国籍別年齢別男女別人員調査によりますと、687名の外国人国籍の人、これは世帯数で言いますと610世帯になるようです。この方々が本町で暮らしておみえです。今後も外国籍の人が間違いなく増えるでしょう。言葉が通じず意思疎通を図るのは困難だと思います。防災のみならず、教育、福祉、雇用等配慮が必要であります。特に防災は命に関わる問題ですので、外国籍の人への避難時の心得をお知らせするのはもとより、防災対策の取り組みをお伺いします。

また、高齢者、障害者、1人では避難が困難な方への支援対策も併せてお伺いします。総務部長よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（松原浩二君） 傍島敬隆総務部長。

○総務部長（傍島敬隆君） 村山議員の1項目め、災害への備えが充実したまちづくりを目指してについての1番目のご質問、災害用浄水器の配備、備蓄飲料水量の把握についてにお答えいたします。

災害用の浄水器につきましては、町で1台備蓄がございます。過去の防災訓練でも使用していた実績がございます。また、町で備蓄している飲料水は5年の消費期限である飲料水をローリングストックにより毎年計画的に購入しております。現在の備蓄数といたしましては、2リットルのペットボトルが1,644本、500ミリリットルのペットボトルが4,320本、これらが西小学校東側の防災備蓄倉庫に備蓄してあります。

災害時の飲料水に関しましては、外部からの応援以外では、まず町の備蓄品であるペットボトルの飲料水を配布すること、次に町にある配水池の飲料水を給水栓を使用し配布すること、その次に井戸を所有している町内59か所の事業者等と災害時に利用できる締結がされておりますので、それらの井戸を使用させていただくこと、この3点を主な計画といたしております。

特に、本町の上水道の中央水源地と西水源地の配水池の貯留水の量は、合わせて最大容量4,240立方メートルあり、仮に2分の1の量しか貯水量がない場合であっても、2,120立方メートルとなり、全町民が1人1日3リットルを飲料として使用したといたしましても、約26日分の量が確保できていることとなります。ただし、現在は西水

源地を改修いたしておりますので、令和5年3月までは貯留水量はそれほどなく、中央水源地の貯留水量しか利用できない状態ではございますが、それであっても約2週間分の量を確保できると考えております。また、西水源地の改修工事が完了いたしましたなら、先ほど申し上げた量を確保でき、さらに平時からより安心しておいしい水をご利用いただけるものと考えております。

また、生活用水に関しましては、町が飲料水として購入し、消費期限が過ぎた水についても廃棄することなく、引き続き西小学校東側の防災備蓄倉庫で備蓄しており、災害時に上水道配管が破損し水が出ない場合でも、手洗いやトイレ用として利用できるようにしております。

次に、自治会独自に備蓄している飲料水につきましては、各自治会の判断で備蓄していただいております。共助の部分ではありますが、各自治会の備蓄量までは町では把握いたしておりません。

2番目のご質問、指定避難所に防災備蓄品の分散配備についてお答えいたします。

町内には現在25か所の指定避難所があり、災害時には町の職員が避難所へ行き、その施設が避難所として利用できるかどうかの判断をした後に避難所を開設いたします。

本町に想定される災害には地震と風水害がございりますが、避難所自体が被災してしまい開設できない場合もあり得ますし、特に被災直後につきましては、避難所に何人の方が避難されているかを把握してから備蓄品を配送するほうが過不足なく、避難者に物資が行き渡る場合もあると考えております。

現在は、毛布やタオル、トイレットペーパーなどの必要最低限の物資は避難所に指定している各町民センターには置いてありますが、保管場所も限られているため、食料や飲料水までは分散配備ができていない状況であります。今後、西小学校東側にある防災備蓄倉庫以外に総合調理センターやスポーツセンター南側の倉庫の活用、新たな倉庫の建設を慎重に検討いたしながら数箇所の分散配備ができるようにしていきたいと考えております。

さらに、風水害時に最初に避難所として開設する想定をしております三宅町民センター、北町民センター、南町民センターと老人福祉センターの4か所には、500ミリリットルの飲料水のペットボトルとアルファ化米、クラッカー等の食料について配備していきたいと考えております。

3番目のご質問、避難所開設・運営についてお答えいたします。

まず、避難所開設の基準につきましては、避難指示等避難判断・伝達マニュアルを平成22年に策定し、今までに5回の改定を行い現在に至っております。避難指示等避

難判断・伝達マニュアルというのは、避難指示等発令時の判断基準となる対象河川ごとの水位や伝達方法をまとめたもので、どの段階でどこの避難所を開設するかについても定められたものでございます。最終の改定時期は、今年の5月に災害対策基本法が改正されたことに伴うもので、避難準備情報が高齢者等避難に変更されたこと、避難勧告がなくなり避難指示に一本化されたこと、避難指示の上に緊急安全確保のレベルが創設されたこと、これらによる改定を行っております。

また、避難指示等避難判断・伝達マニュアルのほかに、河川ごとの水位状況や台風の接近に伴い、どの事象でどのような体制を取り、何を行うかをまとめた風水害タイムラインについても、災害時対策基本法の改正に伴い今年5月に改定しております。実際に避難所を開設する職員につきましては、毎年度当初に警戒・災害対策対策体制職員を定め、職員に周知いたしております。

避難所開設担当となった職員への訓練につきましては、6月の出水期前までに避難所の開設前のマニュアルのチェック、新型コロナウイルス感染症対策として必要な物品、事前受付の方法と避難スペースの設置方法等の訓練を行っております。

次に、避難所運営マニュアルにつきましては、平成25年に策定し、今までに2度改定を行ってまいりました。最後の改定は令和2年8月であります。この際の改定内容は、岐阜県避難所運営ガイドラインに沿った改定でありましたが、町では特に女性目線での改定を行いたいという思いから、岐南町消防団女性分団並びに清流の国ぎふ女性防災士会伊藤会長の協力を得て改定に携わっていただいた経緯がございます。

新型コロナウイルス感染症に対する避難所運営マニュアルは、岐阜県のガイドラインに沿って令和2年5月に策定しており、先ほども申しましたように、マニュアルに沿った避難所開設ができるよう、避難所開設職員に対し訓練を行っております。

なお、避難所となる町民センター等の施設は、たとえ利用時間中であっても警報が発令された場合には施設利用を中止することとなっております。しかし、水害についての防災体制は警報の有無ではなく、河川水位によって体制を取ることとなっておりますので、警報が発令されていない場合であっても、水位が上昇すれば避難所を開設することとなります。その際には町民センター等の利用者は状況を判断しながら利用を中止していただくことになると考えております。

4番目のご質問、外国籍の人、お手伝いが必要な人への対応についてお答えいたします。

まず、外国籍の人への防災対策といたしまして、平成30年度と令和2年度におきまして、県の補助を受け、校区の拠点となる中央公民館、岐南中学校、西小学校、北小学校、東小学校、総合体育館、防災コミュニティーセンターの7か所の避難所看板を

更新いたしました。更新した内容につきましては、ピクトサインと呼ばれるアイコン部分に、夜間でも光る蓄光タイプを採用したこと、災害種別ごとに標記したこと、多言語化して日本語のほか英語、中国語、タガログ語で記載をしたこととございます。今後も指定避難所の避難所看板の更新の際には多言語化した看板を順次設置してまいりたいと考えております。

また、現在作成中の新たな洪水ハザードマップにつきましては、見出しの部分は英語と中国語を併記し、外国籍の方も確認できるものと考えております。

次に、障害のある方や高齢の方など、1人では避難が困難な方への支援対策についてお答えいたします。

町では町地域防災計画に避難行動要支援者対策を定めており、災害時に要配慮者となる乳幼児、重篤な傷病者、障害者、高齢者、妊婦、外国人等の中で、自ら避難することが困難な方を避難行動要支援者としており、その要件としましては、1つ目に、要介護3から5の要介護認定者、2つ目に身体障害者手帳1級、2級の第1種の身体障害者、3つ目に、療育手帳A、A1、A2の知的障害者、4つ目に、精神障害者保健福祉手帳1級、2級の精神障害者、5つ目に難病患者、以上の方が該当者となっております。

この避難行動要支援者名簿は総務課の防災担当が所有しており、現在706名の方が登録されております。この避難行動要支援者名簿に登録されている方の中で、避難支援等関係者に対し情報提供することに同意をいただいた方々は、自治会長や民生委員、児童委員などへ情報を提供し、個別避難計画を作成していくこととなります。

避難支援等関係者への情報提供に同意をいただいている方は現在125名で、全体の2割弱になっております。個別避難計画では緊急連絡先や支援者、避難先を決めてまいります。現在、自治会長や民生委員、児童委員だけでなく、町社会福祉協議会に委託し、地域見守り推進事業の中でも個別避難計画の作成を進めているところでございます。

過去の災害でも被害に遭われた方々の多くは、障害者の方や介護が必要な高齢の方とございます。避難の支援を受けるためには、避難行動要支援者名簿に登録されている方が情報提供に同意され、個別避難計画へ進めるようにしていくことが重要であると考えております。

今までも福祉課等の窓口で障害者手帳等の更新の際に、制度の説明と同意していただくことについて働きかけを行ってまいりましたが、さらに同意が得られるよう、他市町の手法を調査研究しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 総務部長、ご答弁どうもありがとうございました。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、2項目めについてご質問させていただきます。2項目めは、岐南さくら中保育園建て替え事業の検証であります。

平成28年度の北小学校運営協議会、平成29年1月20日に地元東組自治会区域での説明会、あるいは岐南町住民意見公募による意見、そして議会でも一般質問されたこれは問題であります。当時の資料を見る限り、町民の質問も多義にわたっておりました。全般的に反対意見のほうが多かったようであります。いまだに地元住民の方から疑問視する声があります。さまざまな疑問点等がありましたが、特に一番多い意見としては、広域避難所としての北小学校校庭の縮小による大規模災害時の対応でありました。建て替えが終了し保育園が運営されている今日においても、やはり丁寧な説明を行い、ご理解をしていただく必要があると考えます。

当時、平成28年度、町はこの建て替えにより主に3つの効果を力説されてみえました。その効果について質問させていただきます。

まず、1つ目の効果であります。保育園と小学校の連携による北小学校区の保育・教育環境の向上が見込まれるということであります。いわゆる交流の機会を積極的に設けることにより、子供同士の交流活動、あるいは保育士と教職員の交流活動による効果、また保育課程、教育課程の編成、指導方法の工夫による効果が見込まれるとのことでありましたが、実際どうだったのか。コロナ禍でなかなかスムーズにいかなかったときもあるかとは思いますが、具体的な事例、効果についてお聞かせください。

それと2つ目、将来の人口減少における中保育園と北保育園の2園統合の負担軽減をしたいということであります。いわゆる保育運営に大きな影響を与えられ、2園統合の可能性が近い将来必要だと判断したためだと思えます。しかしながら、令和4年度の入園希望者の申込み手続状況からすると、果たして今後2園統合が必要なのかどうかであります。町の人口状況を分析し、今後の展望をお聞かせください。

3つ目であります。3つ目の効果としては、建て替え候補地に係る町財政支出の抑制が見込まれるとのことでした。これも実際どうだったか、当時の予算案と比較してご説明をお伺いしたいと思います。

最後に、4つ目として、今後を見据えてということでご質問します。

平成21年度から町立の保育園が民営化されたことに関しては、私は否定するつもりはありません。町所有の建物、備品などを無償譲渡したり、土地の無償貸与がないと多分運営する法人がなかったかもしれません。また、当時岐南町の職員として保育園で勤務されてみえた保育士、あるいは公務員の身分から会社の社員となるわけですが、

多分将来の不安があったにもかかわらず、保育の仕事に引き続き携わった方や、あるいは町に残り公務員として業務に専念された方々等、それぞれの現場で日夜保育業務に精勤されていたと思い、改めて敬意を表したいと思います。

おかげさまで当町においては入園希望者が増加しているにもかかわらず、待機児童もなく保育運営が進められております。しかしながら、全国に目を向けると、待機児童、保育士不足が問題となっております。今後の課題として保育士の確保・増員、また他の老朽化した保育園の建物の改築・移転問題も発生すると思います。保育環境、保育運営に対する支援は、当然監督責任がある町が行うことは必要不可欠であります。ここで2点提案させていただきます。

1つ目は、保育運営する社会福祉法人の財務諸表等の分析をし、町の提言・提案をして保育士の増員、あるいは地位向上をとという点であります。

2つ目は、過去の移転問題の反省から、二元代表制の根幹を揺るがしかねないと思われましたので、地方自治法第244条の2第2項を尊重するのは言うまでもなく、公の施設の廃止及び長期かつ独占的な利用状況に関する条例の制定を望みます。

この2つ目の条例制定についてご説明申し上げます。ここちょっと私読み上げます。地方自治法第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。その第2項では、条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならないと規定されております。しかしながら、当時の議会での政策推進課長の答弁は、「条例が制定されていないから、本条文の適用はない」とのことであり、つまり北小学校の校庭に保育園建設に関する案件は、議会の議決を要しない案件との説明がありました。私は非常に疑問を感じましたので、この条例制定を望む次第であります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 村山議員の2項目め、岐南さくら中保育園建て替え事業の検証の1番目のご質問、保・小連携による北小学校区の保育、教育環境の向上が見込まれる具体的な事例、効果についてお答えをいたします。

岐南さくら中保育園の建て替えに当たっては、保・小連携、保育施設と小学校の連携でございますが、による北小学校区の保育・教育環境の向上という目標が掲げられ、北小学校敷地内で建て替えがされた経緯がございます。この目標達成のためにどのような交流がなされてきたのかについてお答えをいたします。

保・小連携に当たり、令和元年度より北小学校と建て替え後の保育施設であります岐南さくら認定こども園けやきの杜との交流事業を実施しております。まず、園と小学校の職員間における交流事業については、令和元年4月において小学校と園の両職員による情報交流会として、新1年生の指導に関する情報交換を実施し、新1年生となった児童が園でどのように過ごしてきたのかなどの情報をお互いに共有し、相互理解を深めることで、小学校に入学した児童の個性を理解し、よりよい教育につなげるためのきっかけをつくることができました。

次に、職員と園児、児童との交流事業については、令和元年8月に北小学校の職員全員が園児との交流を目的に、絵本の読み聞かせを3日間に分けて実施したほか、令和元年11月には北小学校で行われたけやき祭りにけやきの杜園職員が参加し、北小学校児童との交流を深めることができました。

また、園児と児童との交流事業については、令和元年9月、10月にかけてお互いの運動会の練習を随時見学したほか、令和元年11月には北小学校1年生、生活科の「秋のおもちゃをつくろう」という題材において、1年生児童がどんぐり等で作成したおもちゃをけやきの杜の園児にプレゼントし、一緒に遊ぶ交流ができました。

また、令和2年1月には、小学校入学を直前に迎えた年長園児に向けて、半日入学の手紙（招待状）を1年生児童が書いて、直接園児に渡し、ペアで遊んだほか、令和2年2月の半日入学日には、1年生児童が来校した園児とペアとなり、学校生活について紹介し、交流を図ることができました。

こうした交流事業を通して、園児は小学校に入ったら、あんな優しいお兄さん、お姉さんになりたいとあこがれを持つきっかけをつくることができ、入学に対し前向きな気持ちを育むことができるのではないかと考えております。また、児童にとっては園児に頼られる存在になりたいという意識の向上が図られる機会となりますので、園児、児童の双方にとって交流事業はとても有意義であると考えております。

園と小学校の職員間における連携につきましては、互いに教育内容や指導方法について相互で理解を深めやすく、園から小学校へ教育内容や指導の方法を一貫して継続できるということは大変メリットがございます。

令和2年度及び令和3年度において、コロナ禍によりこうした交流事業は感染拡大防止の観点から自粛しているところがございますが、コロナが収束した折には、大変意義のある事業でありますので、速やかに交流事業を再開していくよう働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 小関久志福祉部長。

○福祉部長（小関久志君） 村山議員の2番目のご質問、将来の人口減少時における中保育園と北保育園の2園の統合の負担軽減についてお答えを申し上げます。

令和3年5月26日付で厚生労働省子ども家庭局保育課から出されている「保育を取り巻く状況」についてによれば、議員お見込みのとおり、日本の人口は今後も減少基調が続くことが見込まれ、14歳以下の人口も例外ではございません。しかし、女性の就業率は年々増加傾向にあり、それに伴い保育利用児童数は年々増加していく見込みとなっております。国全体としては人口の減少基調が続くと見込まれる中ではございますが、岐南町におきましては、年々人口増加が続いており、今後もさらに保育利用児童数が増加すると見込まれます。

令和4年度の入園希望者の申込み状況につきましては、現在入園調整中ですが、令和3年10月31日現在での入園予定数は、3歳以上児につきましては、新規申込者数が210名、在園児が361名となり、合計で571名の状況です。また、未満児につきましては、新規申込者数が88名、在園児が128名となり、合計で216名となっております。令和3年度の新規入園者と比較しますと、10月末現在で3歳以上児につきましては24名減少しておりますが、未満児につきましては3名増加している状況です。

また、岐南さくら北保育所と岐南さくら認定こども園けやきの杜の各園の入園状況を令和3年度と比較いたしますと、岐南さくら北保育園では2名の減少、岐南さくら認定こども園けやきの杜では6名の増加となっております。年度での比較では大きな差は見られませんが、令和3年12月1日現在のさくら北保育園の在籍数を見ますと、0歳児が7人、1歳児が21人、2歳児が20人の合計48名の未満児が在籍しております。年度途中での入園希望者が多数おり、令和4年度も多数の年度途中入園希望者があると想定されます。

岐南さくら北保育園と岐南さくら認定こども園けやきの杜の統合につきましては、これから先もしばらくは入園の増加が見込まれますので、今後の状況を注視しながら、園側と調整しつつ慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、3番目のご質問、建て替え候補地に係る町財政支出の抑制の結果についてお答えを申し上げます。

岐南さくら中保育園の建て替えに当たっては、最終的に北小学校敷地内にて建物を建設することとなりましたが、建設に至る過程におきまして、どの場所でどのような方法により建設する方法がよいのか、幾つかのパターンを比較検討して、最終決定した経緯がございます。

財政支出の効果の比較に当たり、まず北小学校敷地内にて建物を建設した工事費として約3億9,681万円が町の予算から支出され、それに対する県の補助金が約1億

7,732万円入ってまいりましたので、町における実質的な負担額は約2億1,949万円の負担となりました。その比較として、単純には比較できない面もございますが、中保育園の東側の土地を用地買収して新園舎を建設した場合、約4億5,120万円かかると積算され、県の補助金も同額として町における実質的な負担額は約2億7,388万円となり、比較いたしますと約5,439万円の財政支出の抑制効果があったものと見込んでおります。

次に、4番目のご質問、今後を見据えてについてお答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、今後の課題について、待機児童を出さないため保育士を安定的に雇用していただくことや、より多くの園児を受け入れることができるよう、保育士の増員に向けて取り組むことはとても重要なことでございます。

国の取組により今後保育士の給与を増額させるための施策がなされるとのことでございますが、この施策が施行された際には、法人に対する監査時に併せてヒアリングを行い、保育士の処遇改善がなされるよう確認いたしてまいります。

町内で保育施設を運営する社会福祉法人の財務諸表等の分析に当たりましては、専門的な知識が必要となりますので、町財政の監査機関でもございます岐南町監査事務局の監査委員の協力を得る等、法人に提言、提案できないか、検討してまいります。

続きまして、公の施設の廃止及び長期かつ独占的な利用に関する条例の制定の考えはについてお答えを申し上げます。

議員ご指摘のとおり、平成21年度より保育園が民営化され、土地は無償貸与、建物は無償譲渡されたわけですが、この経緯につきまして説明させていただきます。民営化前、公立保育園として運営をしていた保育施設につきましては、土地及び建物等を行政財産として管理してまいりました。民営化を行うに当たり、土地及び建物を普通財産へと返還する必要があり、岐南町公有財産及び債権の管理に関する規則第7条の「行政財産の用途を変更する必要があるときは、町長の決裁を受けなければならない」という規定に従い、町長の決裁を受けて普通財産に用途変更いたしました。

その後、岐南町財産の交換、譲渡、無償貸与等に関する条例第3条第1号及び第4条第1号において、「公共的団体において、公共用または公益事業の用に供するため普通財産を公共的団体に譲渡、無償貸与できる」という規定がなされていることから、民営化の際、私立保育園への無償貸与及び無償譲渡を行った経緯がございます。

この根拠となりました岐南町財産の交換、譲渡、無償貸与等に関する条例につきましては、平成21年3月定例会におきまして、民営化による移管先法人に譲渡することを前提とした条例改正の内容として説明をし、審議を経て議決をいただいたものでございます。

議員ご指摘の条例の制定につきましては、令和3年3月に策定した、町が所有する公共施設を対象に、より効率的かつ効果的な公共施設マネジメントを推し進めるため、個々の施設の具体的な方向性、方針を示した公共施設等総合管理における個別施設計画におきまして、当面の間については廃止等の計画を予定してございませんので、条例の制定は考えておりません。

なお、長期的には廃止等を検討する必要となる施設もございますので、他市町の条例について調査研究をしてまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 教育長、福祉部長、ご答弁ありがとうございました。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、3項目めについてご質問させていただきます。3項目めは介護保険料特別会計の算定についてであります。

第8期岐南町高齢者福祉計画・介護保険事業計画を基に、国あるいは県、近隣市町村、特に岐阜市と各務原市と笠松町を比較してまいります。これは令和元年の国勢調査を基に算出された数字による比較であります。

高齢者人口、65歳以上ですね、は当町はやや増加傾向にあるものの、高齢化率は22.5%と、近隣市町と比較すると最も低くなっております。ただ、第1号被保険者、これ65歳以上の人であります。この介護サービス利用状況は、近隣市町と比較すると多いかもしれません。様々な資料を精査分析して基準保険料が算定されていると思います。しかしながら、月額保険料の基準額を比較しますと、当町は6,290円、笠松町は5,850円、各務原市に至っては5,400円、岐阜市は6,700円です。どうしてもその町民の第1号被保険者の方にとっては、当町は介護保険料が高いんじゃないかと思ってみえる人が多々多いようであります。この基準保険料が増額になった、他の市町村と比較しても高い理由を分かりやすく説明を求めます。

1つ目、保険料基準額の算定について。

当町の資料を拝見しますと、標準給付費見込額、それと調整交付金見込額が増加になっております。この2つは月額保険料基準額の算定の柱になっていると思います。上記2つの金額の根拠を、7期と8期、8期は多分見込みの福祉計画だと思っておりますが、比較検討を交えながらご説明をお願いいたします。

続きまして、2つ目、所得段階別保険料の設定についてであります。

当町の第1号被保険者の保険料は10段階に区分されております。標準の段階設定は9段階が示されており、その運用についてはそれぞれの市町村が条例で弾力的に決めることができるものとされております。また岐阜市や各務原市の場合は13段階に所得

対象者を設定されております。低所得者の軽減強化のために対する割合が、第8期高齢者福祉計画が策定されたときよりは低くなっております。例えば第1段階、生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税で所得金額が少ない方等の対象者に対しては、当初は0.5%でしたが、消費税10%に上がって、今0.3%になり、現在に至っているようであります。この10段階における額に対する割合の根拠をお示しください。

以上であります。

○議長（松原浩二君） 小関久志福祉部長。

○福祉部長（小関久志君） 村山議員の3項目め、介護保険料の算定についての1番目のご質問、基準保険料算定における金額の根拠についてお答え申し上げます。

標準給付費見込額とは、まず計画を立てる上で翌年度から3年間の介護サービス費、介護予防サービス費の合計を総給付費と位置づけております。その総給付費に介護施設に入所されている低所得者の食費と居住費の補足給付、介護保険サービス等における利用者負担額が高額になった場合の高額介護サービス費、年間の医療と介護の負担額が高額になった場合の高額医療合算介護サービス費、介護サービス費等の請求における審査支払手数料を合算したものを標準給付費見込額といたしております。

標準給付費見込額の増加する要因として、介護サービス等の利用者の伸びが挙げられます。第6期の最終月である平成29年3月末と7期の最終月である令和2年3月末で比較すると、介護サービス等利用者は16.2%増加しており、高齢者数の伸びの3.9%を大きく超えております。

第8期事業計画の算定につきましては、令和3年度から令和5年度における人口推計や過去の給付実績を参考に見込みを立てており、今後も高齢者数や利用者数が増加することに加え、令和3年度から介護報酬が0.7%上昇されたことにより、標準給付費が段階的に増加する要因となっております。

また、調整交付金見込額は、各市町村における第1号被保険者における後期高齢者の加入割合及び介護保険料所得段階別の分布状況を確認し、市町村ごとに標準保険料額に乗ずる補正係数が決められ、その割合に準じた金額を国が示すものとなっております。計画における補正係数は毎年度変化しており、後期高齢者の加入割合の人口推計が毎年増加する想定を基に国が全国値を示しており、その値を使用して毎年度における調整交付金の見込額を決めております。

ご質問のとおり、当町における高齢化率は近隣市町と比較して低い状況にありますが、サービス受給率については在宅サービスを中心に多くの方が利用されており、比較的高い位置にございます。これにつきましては、身体的・認知機能的に軽度の状態から受け入れやすいサービス体制を構築することにより、介護保険サービスの充実化

及び介護度の重度化防止を図ることにつながると考えております。

2番目のご質問、基準額の根拠についてお答えいたします。

本町における現在の介護保険料の仕組みとしましては、保険料は世帯における住民税の課税状況や個々の課税年金収入額、合計所得金額によって第1段階から第10段階までに分けられております。全国的な対応となりますが、低所得者に対する介護保険料の第1号被保険者の軽減として、非課税世帯に属する第1段階から第3段階までにおきましては、第1段階は0.5から0.3へ、第2段階は0.75から0.5へ、第3段階は0.75から0.7に引き下げられ、その差額分は国2分の1、県4分の1、町4分の1の割合で補填されております。

また、第7期の事業計画策定時に、それまで国の標準段階である9段階を低所得者に配慮する点、及び負担能力に応じた負担を求める観点から、高所得者となる高齢者に対して、さらに第1段階高い区分を設け、これにより介護保険基準額の上昇を抑えております。

具体的には国の標準段階である9段階で試算を行うと、介護保険料基準額は6,420円となりますが、10段階としている本町の介護保険料基準額は6,290円であり、基準額が130円減額できております。このことは第10段階に区分される方以外における方の負担はそれだけ軽減されていることとなります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ここで暫時休憩いたします。11時5分より再開いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時 5分 再開

○議長（松原浩二君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので3項目質問させていただきますが、昨日の胃のけいれんで議場を休みましたことを厚くおわびを申し上げます。今日も調子悪いんですけど、一般質問ですので、出てまいりました。どうかお聞き苦しいかもわかりませんが、よろしく願い申し上げます。

広域型特養施設の設置場所・設置計画・地元住民への説明及び周知・介護保険料・県への補助金申請に伴う町長の意見等を問う。

松原町政のときは、岐南町高齢者福祉計画及び介護保険福祉事業計画において、特別養護老人ホーム岐南仙寿うれし野80床を110床に増床しています。当面は岐南町としては施設を必要としていないのに、小島町政になってから某福祉法人より令和2年

11月4日に特別養護老人ホーム、多床室70人、岐南町徳田で建設希望の介護保険施設建設等意向調査書が岐南町長に提出されました。11月24日には特別養護老人ホーム従来型多床室と個室で80人に岐南町徳田で建設希望の介護保険施設建設等意向調査書と第8期岐南町高齢者福祉計画及び介護保険福祉事業計画内に本事業を計画として位置づけるよう要望を小島町長に事業者と某議員と立ち会いで提出しています。

令和3年4月に第8期岐南町高齢者福祉計画及び介護保険福祉事業計画に基づき、岐阜県老人福祉施設等整備補助金申請、用地買収を行っていますが、それでも9月まで町長は建築計画を知らなかったと言い切れそうですでしょうか。知らないと言い切るなら、担当課が書類を保管し、公にせず隠蔽したのでしょうか。それが事実ならばどのように責任を取られるか、お尋ねいたします。

経過として令和3年6月14日に町長室で黒瀬元議員との会話で、兄貴の息子が会社を継がないため、二、三年で土地を処分したい、事業者が土地を探しているため、小島後援会事務所の南の土地、地権者4名、6筆、事業者と話を進めている。令和3年7月9日にワクチン接種会場で黒瀬元議員との会話で、黒瀬氏より介護施設を建てるのに、近隣住民と説明会を開いて進めないと大問題になる、特に隣の大山氏に説明をしなければいけないとの忠告に、町長は県の要綱に説明会を開く必要はないと言われました。これは要綱というのは、周辺住民との調整とは、行政手法として説明会を開くということでもあります。この時点で徳田から伏屋9丁目88番地外5筆に変更していますが、あなたの事業者の事務所の南にある親族の方や後援会支援者の場所に誘致したように見えてしまいます。町長就任直後の令和2年11月に、事業者側からの意向調査書、建設要望書が提出されたとき、岐南町徳田の申請ですが、小島後援会事務所の南の岐南町伏屋にいつ変わったのでしょうか。兄貴の会社も数十年前までは町長が役員で、奥さんも働いておみえになり、町長の選挙事務所の土地、建物があった場所でもあり、令和3年9月まで知らなかったと、世間から見た目は通らず、利益誘導して誘致したように見えてしまいます。道義的責任をどう感じられているのか、お聞かせください。

また、町長が知ってから手続を起こせばよいのに、なぜ慌てるのか、お聞かせください。

市町村介護保険計画の整合性において、松原町政のときは、施設建設の議論がされていなかったが、小島町政になってからは、特養建設の意向調査書が令和2年11月4日と11月24日、要望書が11月24日に70名を80名に変更して事業者側から岐南町に提出されました。施設建設とか場所変更がされたなら、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会に諮るべきではありますが、どうして行わなかったのか、説明ください。

これは多大な税金を使い、利権も大きいため、町長の考えをお聞かせください。

地域住民等との調整状況においてとありますが、県は周辺住民、関係機関との調整であります。自治会長が参加者であり、納得であります。伏屋第四自治会350世帯の代表であるものの、重要案件が自治会協議会に諮られず判断することは無効と思われれます。そのような中、大山氏宅へ電話で説明に行きたいのだけれどもとあり、ご主人の帰宅したときに押しかけてきて、施設建設を行いたいのでよろしくと言われ、詳細な説明がなく、賛成できないと返答をされ、大山氏より介護老人福祉施設建設に対する申立てが令和3年11月1日に古田知事に提出されました。よって、老人福祉施設建設等の整備計画に対する意見書については、自治会長は虚偽の同意のため取消しを求め、近隣の住民は大反対であり、虚偽の内容であることを意思表示しておみえですが、説明ください。

また、職員の公文書作成に対してチェックを怠り、虚偽の公文書になった責任は、施設建設の税金とか介護保険料アップとか、町民に対しての脱法行為であり、町長の責任をどのように取られているか、お尋ねします。

法人の適格性について。適格であると岐南町は判断されておみえになりますが、個人的には令和3年9月24日am11時半、アポなしで事業者の方が自宅を訪れ、某議員から私が施設建設に反対しているということを知りて来訪されました。そこで、反対するなら俺には覚悟があると、俺は大学時代に空手をやり、父親も空手一家であると、両腕力拳を見せて威嚇されました。私は身体障害者として首から神経障害で脅威を感じ、精神的に苦しみました。令和3年10月28日pm1時半、全員協議会室で10人の議員を集めて事業者の説明会と題して開設されましたが、まだ県へ補助金申請の許可が下りていない段階で説明会を開くのはいかがなものかということで、副議長から帰っていただくように話をされたが、議長からせつかくですので、事業に対して質問があればという前に、事業者側から「10人の議員の中に岐阜新聞社を呼んだやつがおる、人間がいる、誰や誰や」と大きな声で繰り返し、また私に対しての見せしめのように、10月議会での岩田議員の質問に対して、「これだけ6つの事業をしている私を信じるのか、うそつきの黒瀬を信じるのか、どっちや、うそつきの黒瀬を信じるのか」と言われました。繰り返し大きな声で威嚇されました。私は精神的に心が傷つきました。厚生労働省福祉法人監査課にお聞きしたいぐらいだが、地域住民に貢献しなければならない公益性の高い社会福祉法人でなければならないと思われれますが、これでも岐南町は事業者が適格と判断できるか、お答えください。

当該計画に対する統括的な意見として、町としては施設設置計画を推進する考えとありますが、第8期の3か年計画において、約3割弱の28人の地元住民の入居が必要

と誤りの疑いがあります。根拠を説明ください。

10月議会では介護保険料が40円上がると説明がありましたが、事業者側のデイサービス、ショートステイの事業が曖昧で、私の自宅では事業者側から、説明では80床のうち50床が岐南町民を入れる予定の話であり、介護保険料が変わりますが、計算根拠が曖昧ではないでしょうか、説明ください。

老人福祉施設等整備計画に対する意見書作成に当たり、令和3年9月25日11時から11時40分に特別養護老人ホームの事業計画に係る実施説明会を土地の地権者4名と自治会長1名との地権者絡みの土地から、離れた住民2名の7名で行われたことを参考にし、意見書は建設ありきで進めるための事業者の虚偽であり、作成した職員の責任であり、チェックを怠った上司にも責任があり、住民を苦しめる結果となりました。よって、監督責任は重大であります。どのように責任を取られるか、説明ください。

また、岐阜県老人福祉施設等整備費補助金の手引において、隣接地の調整とはどのような調整でしょうか、お聞かせください。今の段階で5人の反対の方が岐阜県へ申立書を出しました。反対だということですね。

そして、再質問の後、この土地の要するにいろいろなことについてもご説明したいと思しますので、町長ないしは部長の明快な答弁をお願いします。

終わります。

○議長（松原浩二君） 小関久志福祉部長。

○福祉部長（小関久志君） 岩田議員の1項目め、広域型特養施設の設置場所・設置計画・地元住民への説明及び周知・介護保険料・県への補助金申請に伴う町長の意見を問うについての1番目のご質問、9月まで町長は建設計画を知らなかったと言い切れますかについてお答えを申し上げます。

施設の必要性につきましては、第8期岐南町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定時におきまして、当町の介護保険サービスを分析した結果、特別養護老人ホームへ入所を希望されている施設待機者は50名を超えており、家族による支え手の減少や、高齢者の人口の増加等により、今年度に至っては60名を超える等、ますますその数が増加している状況でございます。

また、国、県、近隣市町との比較におきましても、施設サービスにおける受給者が平均を下回っており、ニーズに応じたサービス供給体制を早急に築く必要があると考えております。そうしたことから、施設系サービスの需要は年々伸びており、今後もしばらく続く見込みでありますことから、早期の設置の必要性があると判断し、令和2年11月4日に事業者から施設建設意向調査書が提出されたことを踏まえ、11月19日に開催した第2回岐南町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会で施設建設

の有無を確認させていただき、その後施設の必要性における根拠を説明いたしております。

また、11月24日に事業者より70床から80床に変更する旨の意向が提出されました。これを受け、12月24日に開催いたしました第3回の策定委員会で変更について諮った上で、反対等のご意見等もなかったことから、町内における施設の基盤整備を拡充することで結論づけております。

前回の定例会における町長の「9月まで建設計画は知らなかった」という発言につきましては、施設設置計画自体を知らなかったということではなく、9月に事業者からより詳細な内容における施設建設の概要が提出されたため、それを確認し、設置場所を含め確認を得たとお聞きいたしております。そのようなことでございますので、質問では担当課が書類を隠蔽したということでございますが、隠蔽ではございません。

このご質問の中では令和3年4月に岐阜県老人福祉施設等整備費補助申請・用地買収を行っているところでございますが、補助申請につきましては、11月に申請書が県に提出されたことを確認いたしており、また実際に用地買収が行われたことにつきましては、現在においても確認いたしておりません。

続きまして、2番目のご質問、施設計画を推進する考えであるとの意見書は、町民の税負担も増え、周辺の住民の環境が変わるため道義的責任をについてお答えを申し上げます。

令和3年3月に町が策定した第8期岐南町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画以降における施設整備につきましては、施設の竣工に至るまでのスケジュールや場所、県への補助申請等の申請など、全て事業者側が県と相談しながら主体的に決定することでございます。町に対しては、県の補助金申請に係る意見書の作成が求められておりましたので、第8期岐南町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画との整合性、事業者が対応された地域住民等との調整状況などを総合的に判断し、意見書を交付させていただいているものでございます。

ご質問における建設予定地の具体的な変更時期につきましては、把握はいたしておりません。

介護保険料基準額への影響につきましては、第1号被保険者1人当たり月額40円の差が生じるとともに、施設建設における町民の税負担につきましては、その他の財源構成として町の一般財源から繰り出す負担割合を12.5%としており、これを町民1人当たりに換算すると月額約4.7円の税負担によって賄われることとなります。

続きまして、3番目のご質問、施設建設とか場所変更等がなされたなら、計画策定委員会に諮るべきでありますについてお答えを申し上げます。

施設設置計画につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたとおり、岐南町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会に諮っております。一方、施設の設置場所につきましては、当然のことながら町内に設置することを前提とさせていただいておりますが、当初提出された建設意向調査書に記載されている場所については、建設を希望する予定場所として認識いたしております。国の基本指針にも事業計画においては各種サービスにおける見込量を定める必要性は示されておりますが、施設設置場所における具体的な明示までは求められておりません。したがって、事業者の都合により町内の設置場所が変更になったとしても問題があるとは考えておりません。

続きまして、4番目のご質問、職員の公文書作成に対して事業者とのチェックを怠った責任にはお答えを申し上げます。

町長の意見書作成の経緯につきましては、令和3年9月に事業者より施設建設の概要等が書面にて提出され、意見書の作成依頼がございました。岐阜県老人福祉施設等整備費補助金の手引の中に、地元自治会長等の同意書等が必要とありますことから、提出された書類の内容だけでは意見書を作成するに当たり不十分であると判断したため、地元自治会長の同意書及び地元説明会開催を求めたところがございます。それを受け、事業者側から自治会長の同意書の提出及び実施説明会の開催の報告を受けました。しかし、県の手引における隣接する土地の所有者への説明が確認できなかったため、隣接する住宅及び土地所有者に対し改めて説明するよう求めております。具体的には、事業者から全ての隣接地における方への説明が終わったとの報告を受けたため、令和3年10月14日付で意見書を作成し、事業者へ交付いたしております。

この意見書の作成につきましては、意見書を記入するための参考となる書類の提出や近隣住民との調整状況等を事業者からの聴き取りによって作成したものでございます。作成時には隣接する住民及び土地所有者から特に建設に反対する意見も聴いておらず、問題がないものと考えております。その後、一部の住民より施設建設反対の意思表示がなされているということでございますが、事業者に対しては近隣住民で反対されている方へ真摯に対応していただくとともに、より広い地元住民の理解を得るための対応を求めているところでございます。

また、ご質問中で、地元自治会長が同意の取消しを求められていることにつきましては、令和3年12月2日に自治会長に確認を行いました。私はこの施設は必要なものと考えられるため同意をしておりますので、そのような取消し行為は行っていない」というようなことでした。

続きまして、5番目のご質問、法人の適格と意見書に記載していますが、誰の指導で作成したのかについてお答えを申し上げます。

法人の適格性における判断につきましては、実際にご質問にあるようなことがあったのか確証が得られませんので、答弁を差し控えさせていただきます。

続きまして、6番目のご質問、町としても施設設置計画を推進する考えとありますが、令和4年度からの実質入居者数で説明についてお答えを申し上げます。

28人の地元住民の入居の必要性につきましては、必然的なものではなく、計画として28名の入居を想定させていただいているものでございます。目安とした数値につきましては、町内にある同種の施設サービス事業者のものを参考とし、必ず28名の入居が必要と判断しているわけではございません。実際の入居時には施設側が入居者を決定することとなります。

続きまして、7番目のご質問、事業者側からの説明では、80床のうち50床は岐南町民を入れる予定と聞いておりましたが、介護保険料を訂正にお答えを申し上げます。

デイサービスやショートステイなど、他のサービス事業の展開につきましては、現時点で町に対し当該事業者からの意向の表明はございません。また、これらのサービスを展開するにも、事前に人員や設備の基準を満たす必要性があり、特にショートステイにおいては居室を確保する等、設備面での対応が必要となります。一方、デイサービス事業所の開設につきましては、事業所が増えたとしても利用者は自由なサービスの選択性により分散されるものと考えております。直接的な給付費増加の要因としては、認定率及び認定者の増加によるものであると想定されますことから、デイサービス事業者の開設による影響は少ないものと考えております。

ご質問の中で、事業者側の説明により80床のうち50床の町民利用を予定しているということにつきましては、地域密着型の特別養護老人ホームであれば、原則として町民の方しか入所できないため、利用者の増加を見込むことは容易です。しかし、今回計画されているものは広域型の特別養護老人ホームであり、町内外の認定者を広く受け入れることができる施設となっております。また、利用者のサービスの自由な選択性により、入所は個々の事情や都合等によって様々な判断がなされるなど、50人の根拠性も乏しいと思われ、より明確な人数を見込むのは困難であると考えます。

また、事業者側からも特別養護老人ホームの建設意向は確認いたしましたものの、それ以外における具体的な事業展開における話はございません。よって、施設サービスにおいては、町内にある同種の施設サービス事業者のものを参考として、28名の入居者が増加する見込みとして令和3年度から令和5年度の介護保険料を算定いたしております。

続きまして、8番目のご質問、意見書は公文書虚偽であり、作成した職員の責任であり、チェックを怠った上司にも責任があり、住民を苦しめる結果となりました、ど

うされますかについてお答えを申し上げます。

町長の意見書は、事業者からの書類等の提出や聴き取りによって作成したものであり、建設ありきとは考えておりません。先ほどの答弁と同様になりますが、意見書作成に当たっては10月14日時点における事業者側の調整状況を確認した上で総合的に判断させていただいており、後に施設建設に反対意思表示をされる方がみえることは承知しております。これについては、事業者に真摯に向き合って説明されるよう求めています。

最後に、9番目のご質問、岐阜県老人福祉施設等整備費補助金の手引きの周辺住民との調整とはについてお答えします。

事業者は県への補助金の申請をするに当たり、岐阜県老人福祉施設等整備費補助金手引に基づき、補助金交付のための手続をする必要がございます。この手引きにおける補助を受けるに当たっての主な要件の(3)のウに、施設の建設について、隣接する土地の所有者、自治会等、地域住民の理解が得られる必要があるとの記述がございます。このことにつきましては、不十分であれば事業者にはその対応が必要でございます。公共性の高い福祉施設となりますので、施設建設をスムーズに進めていただくためにも、地元住民をはじめより多くの町民に理解され、安心される施設として存在するところを期待するところでございます。

最後に、今回の施設建設に係る補助金につきましては、県の補助金のみで構成されているものであり、町の補助金は必ず交付しなければならないものではございません。これにつきましては、岐南町社会福祉法人の助成の手続に関する条例により、補助の判断も含め決定することになるため、その必要性、妥当性を十分に検討していくこととしております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、再質問をいたします。

これずっと整理していきますと、町長というのは、こういう施設に対してやると言ったら、いろいろな諮問機関をやらなくてもやれるんです。反対とかそういうやつも問題ないというようなことでやれるんです。そういうような中で諮問機関の中で検討されたというようなことでありますが、11月4日の意向調査書、やった後、協議会を開かれたんですね、諮問機関で。そのことに対して委員は知らないんですね、そのことに対して質問、協議したことを。11月24日の意向調査書とそして要望書、これも1月にやったこと、審査したことを知らないんですよ。この福祉計画書自身を全く、これは議員の皆さんが悪いのか僕は分かりませんが、冊子が3月に提出されているわけ

です。その中で黒瀬議員との会話が6月と7月で、こういう大問題があるよというように言ったことに対して無視されて、このまま行って9月に入ったわけですね。10月に要するに説明会を開いた。地権者4名とそして自治会長、そして地権者絡みのちょっと遠いところの人が2人と。その中の分析をすると、地権者というのは、社会福祉法人というのは土地を例えば買収するとき、地権者が売った場合、長期の場合は20%、短期の場合は40%の譲渡税を払わなければならないんですけど、社会福祉法人というのは公益性があるものですから、5,000万円まで払わなくてもいいと、そういう法律だったんですね。当然、社会福祉法人につきましては、土地を取得するに對しての取得税は払わなくていい、印税、そして登録免許税ですか、そういうやつも払わなくてもいいということで、すごく優遇がかかっているのが社会福祉法人であります。

そこから言った場合、説明会で全員賛成やったと言っているんですが、そういうような中で、今僕言いましたね、5名の方が反対をしておみえになりますよと。そういう方には説明会を開いていないんです。説明会にもただちょっと顔をそろえてやるという方法もありますし、そんなのは説明会じゃないわけですね。それが通ってしまった中での町長の意向調査書、これは非常によくないんです。

町としても施設設置計画を推進する考えでございますと、意向調査書にそう書いてある。これは町長がやれと言ったらやれるんです、これ。いろいろな反対があってもやれてしまうんです。そして、地域住民との調整状況、特に問題ないと言っておりますが、僕が先ほど言いましたように、地域住民の間には問題があるわけです。その問題を無視して、こういうふうの問題ないと言っておりますが、ただここで問題なのは、「より広い地域住民へ説明を求めるところであります」やなく、「説明しなさい」とこうやって書かなあかんですね。

そして、法人の適格性というところではありますが、実績を確認しておりますとか、この法人は実地指導において何ら問題も見受けられませんでしたとあって、適格であると書いてあるんですが、役場の課長も要するにうううって言って恫喝されておるんですね。私も恫喝されたし、議員の10人の皆さんも恫喝……

○議長（松原浩二君） 岩田議員、通告出されています再質問に入ってください。

○10番（岩田晴義君） 関連やでね。

○議長（松原浩二君） 再質問を行ってください。

○10番（岩田晴義君） 分かりました。

1番目の質問で、一応文書出してあるんですけど、これに対する回答をいただいておりますので、無視したという状況でもございますけど、1番目の質問で、令和2年7月7日、第1回岐南町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会では、町

の介護保険状況及び施設建設等意向調査について議論され、差し当たって施設は必要ないのではと判断されていたのに、小島町長になってから、申請は出てきましたが、担当課は令和2年11月4日に意向調査書が提出されることは事前に知っていたのではないですか。

第8期岐阜県高齢者安心計画では入所申込数は、平成30年から令和2年にかけて徐々に減り、要介護3以上で自宅で独居、または介護が困難な家族と自宅で同居がほぼ横ばいであり、岐阜市、各務原市では施設建設を当面議論はされていません。要するに、在宅介護を中心に考えておるんですね。介護保険や国民健康保険などの町民の負担を考え、他市町のようにほかの方法で高齢者介護の対策を取るべきだと思います。令和3年9月まで町長は知らなかった。知らなかったら慌てて意見書を1か月以内に作成するのではなく、慎重に事を進める必要はないでしょうか、お聞かせください。

2番目の黒瀬議員の問題ですね。令和3年6月14日、町長室の会話、令和3年7月9日のワクチン接種会場の会話によると、徳田から伏屋に建設候補地が変わっています。事業者の都合により変更しても県の補助金は問題ないかもしれませんが、YouTube発信している令和2年10月26日午前0時36分に、ここの土地買収の所、当選の万歳をした動画が配信されております。今でもまだあります。選挙事務所会場は建設候補地の買収の対象であり、身内や支援者の土地であります、誰が見ても利益誘導しているように見えます。町長は道義的責任をどう考えているのか、お尋ねいたします。

事業者が対応された地域住民との調整状況などにより意見書を交付したとありますが、建設近隣住民との調整ができていませんが、意見書は撤回されないのですか、お願いいたします。町長に答えてもらわなあかんな、これ本当は。今日、黒瀬さんもござるで。

4番目の質問、事業者から全ての隣接地における課題の説明を行った報告を受けたため、令和3年10月14日付意見書を作成し事業者に交付したとありますが、令和3年9月14日の時点で大山様は大反対の意向を関係各位に示しておみえになります。なぜ交付したんでしょうか。余りにも急いで町長の意見書を作成して事業所に交付したため、令和3年11月1日に県高齢福祉課へ知事宛で申立てを提出することになったと聞き及んでいます。また、その時点での事業者の報告に虚偽があるのを知って、あったと思いますが、行政側の説明会とはどのようなことを行うことでしょうか。また、町補助金は必ず交付しなければならないということですが、町としては交付しなくてもよいということでしょうかということですか。

土地買収というのは、今言ったように、ここにも不動産屋さんが数名おみえになり

ますけど、公益法人というのは、売った地権者に対して5,000万円の控除があるんです。税金払わなくていいんです。売った人ね、土地の地権者。それで、事業者側のほうは、さっき言いましたように、土地を買うに対して取得税を払わなくていい、登録免許税払わなくていい、印税も払わなくてもいい、こういう利点。なぜこういうものが出てきたかという、大都会でやはりこういう福祉が建設がなかなか進まないもので、法令改正をやって優遇措置というものができた。そういう状況の中で非常に地権者に対しても優遇なんですね。高く買って、税金払わなくていいっていったら売るでしょう。そんなら説明会出てきて賛成に決まっていますがね。そこら辺をよく踏まえながらもっと広範囲に説明会を開かなあかんですよ。今日、ここには大山様も見えておるみたいですけど、大山様なんか大反対してみえるでね。まだほかに4人おみえになりますよ、あの近辺で。そういうようなことであります。

何ですか。関連やで。承諾を得ておる。

○議長（松原浩二君） 岩田議員、質問続けてください。

○10番（岩田晴義君） だから、水が入るもんでしゃべれんようになってしまう。

ということで、この事業に対して適格者ではないと思うんですよ、理事長がね。それは学童保育も取ったんですよ。3年間で約3億どんだけの……

○議長（松原浩二君） 岩田議員、今回の質問と関係ないので。

○10番（岩田晴義君） 適格者か適格者じゃないかということを書いておるわけですよ。ここに適格者と書いてあるもんで。こっちから言われて、口を出さないでください。これに適格者と書いてあるんですよ、老人福祉……

○議長（松原浩二君） 通告を出されているので、それに従って再質を続けてください。

○10番（岩田晴義君） 通告はいいんだけど、再質問は本来はきちっと文書を書いてあるけど、自由やないですか、関連で。回答に対して自由じゃないですか。書いてくれと言ったから私は書いたんですけど、それなら再質問の回答をくれなあかん、それあらへん、再質問の回答は。どうなっておるんや、これは。

○議長（松原浩二君） ないとかじゃなくて、質問出されているように続けてください。質問出されているので、質問を続けてください。

○10番（岩田晴義君） 質問終わった。質問終わりましたよ。終わりました。最後は持論を申し上げさせていただきました。

○議長（松原浩二君） 小関久志福祉部長。

○福祉部長（小関久志君） 岩田議員の1項目めの1番目、再質問にお答えさせていただきます。

9月まで町長は建設計画を知らなかったら、慌てて意見書を作成するのでなく、慎

重に事を進める必要はないでしょうかについてお答えを申し上げます。

令和2年7月7日に開かれた第1回岐南町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画では、策定計画の概要や国の基本指針、前年度末に実施されたアンケートの集計内容、町の介護保険状況及び施設建設意向調査について報告させていただいておりますが、施設の必要性までは審議しておりません。また、令和2年11月4日に事業者から施設建設意向調査が提出されましたが、担当課が事前にそのことを知っていたということもございません。

施設設置における妥当性については、町の介護保険事業における課題の一つとして、需要に応じたサービス提供体制の必要性を掲げております。その中において施設入所待機者数は年々増加しており、その課題に対して計画の中で方向性を見出す必要があります。一方、課題解消の一つの方策として、施設の新たな設置があり、今回施設建設を希望される事業者が出てきたことにより、具体的な課題解消のための道筋を立てることができます。このような経緯から策定委員会に諮った上で、最終的に第8期計画期間における施設系サービスの充実化が図られることとなりました。

町長の意見書につきましても、県の補助申請におけるスケジュールに沿って作成しており、事業者の依頼から作成に至る過程で事業者に地元住民への説明等を求めさせていただきました。後日、それらの対応を報告として受けた上で作成しておりますので、慌てて作成したものとは捉えておりません。

続きまして、当初2番目の再質問のほうですが、近隣住民との調整はできていませんが、意見書の撤回はなされないのですかについてお答えを申し上げます。

町長の意見書につきましては、令和3年10月14日における自治会長の同意書、説明会、隣接する土地、建物の所有者への説明について確認した結果を踏まえ作成したものであり、現段階において撤回することは考えておりません。ただし、今後自治会長から同意書の取消しの申出があれば、その内容を確認した上で撤回も含め意見書としての内容の検討及び見直しをいたします。

続きまして、4番目の答弁に対する再質問、町長の意見を取り下げて検討すべきではないでしょうかについてお答えを申し上げます。

令和3年9月24日時点で反対の意向とございましたが、町としてその時点での確認はいたしておりません。令和3年11月1日に施設建設反対の申立書に基づき反対の意向があることを初めて確認いたしました。意見書を作成した10月14日時点においては反対の意向を確認していないため、事業者の報告の虚偽であるとは捉えておりません。

続きまして、5番目の答弁に対する再質問で、法人の適格性について確証が得られれば不適格とされますかについてお答えを申し上げます。

威嚇されるような態度を取られたことについて、現時点において町としては確証が得られないため、答弁は差し控えさせていただきます。ただし、威嚇された内容に基づいて明らかな違法性が認められると判断された場合は、町としてもその判断に従い対応することとなります。

続きまして、8番目の答弁に対する再質問、意見書交付について、隣接地の住民の理解を得ていませんが、それでも適格者と言えますでしょうかについてお答えを申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、令和3年11月1日に施設建設反対の申立書に基づき、反対の意向があることを初めて確認いたしました。意見書を作成した10月14日時点におきましては、反対の意向を確認していないため意見書の交付については妥当な判断であると考えております。

申立書により反対の意向があることを受けておりますが、対象の施設は要介護3以上に認定された多くの高齢者が利用できる公共性の高い施設となります。そのような性質からも事業者は反対の意向がある住民に対して真摯に対応していただく必要があると感じております。

最後に、9番目の答弁に対する再質問、行政側の説明とはどのようなことをいうのでしょうか、また町の補助金は交付をしなくてもよいということでしょうかについてお答えをさせていただきます。

行政側の説明会の認識といたしましては、事業者は地元住民に対しより広くより具体的に説明することが望まれます。ただし、説明会についてどのような形式で開催するかは主体的に事業所側が判断することとさせていただきます。

また、町の補助金は交付しなくてもいいのかということとさせていただきますが、そのような選択肢もあるということであり、今後県の補助金の決定内容に加え、近隣市町の情報等も含め、その必要性、妥当性を検討していく次第でございます。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、虚偽のことがありますから、よく調べて意見書ですか、これを考えたほうが私はいいと思いますよ。何かお互いに弁護士を立ててやっておみえになるみたいですから。

続きまして、町道207号線の下水道工事を問うということですが。

伏屋9丁目付近の工事に伴う近隣住民への損害をどのように和解決するか。これは何か保険を掛けていて、保険のほうから今交渉へ入っておるといようなことですが、町長の後援会事務所の隣の家です。クラックとかタイルが落ちたりとか、そう

というようなことが起きた。その理由は、今までのやり方はそんなふうにはならなかったんですが、型枠を入れるときはいいんですけど、抜くときに強力にぐっぐっと抜いたために振動が出たんですね。従来ならそんなことないんですけど、これについては業者も認めておみえになります。だから、それはそれで保険を掛けてやる。しかし、住んでおみえになる方が3か月間、足場架けたままで動かずにおるわけですから、おるにおられん状態。ようやくネットを外されたというような状況であります。

そのような状況で人間として、隣で選挙事務所を開いて、選挙のときはお願いしなすと言っておるわけですから、町長は。すぐ隣ですから、主幹とそして工事業者の監督がおわびに行かれたそうですけど、その後についていろいろと、要するに補償のやり方が現金100万円でなんていうようなこともあって、全然和解できない状態になったために、保険業者が保険を使って今日3か月までなってしまった。本来なら、町長の隣なんやで、おわびに行ったらどうですか。公共事業ですからね、そういうことを踏まえながら、よろしく答弁をいただきたいと思います。

私の質問に対して町長は答えんなら答えんでいいですよ。

○議長（松原浩二君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 今の質問なんですけど、これは事業者の事業であって、町の事業じゃないんです。町の事業だったら真っ先にももちろん頼みにいきます、お願いしますと。何回も大山さんという言葉が出ましたので言いますが、大山さんとは何も問題なく今まで来たんですよ。なぜこうなったかはちょっとよく分かりませんが、あれからもずっと話してないし会ってないし。これはあくまで町の仕事じゃないんです。町の仕事だったら、今も言いましたように真っ先に頼みにいきます。お願いいたしますと、迷惑をかけますが、お願いしますと言いますが、あくまで町じゃなくて、県が認可を裁量するんです。そういうことを含めて行かなかった。

そして、岩田議員が先ほど事業者に対して精神的に苦痛を与えたと言っていましたけど、この写真は何ですか。これは僕は身の危険を感じます。岐南町議会に公開質問状、刀抜いているんですよ。僕は身の危険を感じるんですよ、実際に。皆さんどう思われますか。こういうことやるもんで僕はちょっと控えておったんですよ。

以上です。

○議長（松原浩二君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午前11時59分 再開

○議長（松原浩二君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

安田 悟土木部長。

○土木部長（安田 悟君） 岩田議員の2項目めのご質問、町道207号線の下水道工事の伏屋9丁目付近の工事に伴う近隣住民の損害についてお答えいたします。

岐南町の下水道事業は、昭和53年11月に岐南町流域関連公共下水道として事業着手し、現在木曾川河川敷地を除く町内全域の759ヘクタールを事業計画区域としております。昭和58年に伏屋地内の下水道幹線管渠工事から実施し、平成3年4月には公共下水道の町内一部供用開始、令和2年度末には整備面積687.5ヘクタール、整備率は90.6%となっております。残りの未整備地区につきましても、令和7年度までに概成できるよう現在事業を進めているところでございます。

伏屋9丁目地内の下水道管渠の布設工事は、平成30年度に工事の設計業務を実施、令和2年度末には下水道幹線管渠の推進工事を完了しております。現在、この地区の令和4年4月の供用開始に向け、下水道面整備工事を実施しているところでございます。

今回採用しました下水道開削工法は比較的埋設深が浅い下水道管渠の築造に採用する工法であり、仮設工の建て込み簡易土留め工法につきましても、被害発生が少ないことから施工しました。しかし、町道207号線に隣接する家屋に土留め材撤去時の振動が原因と見られる外壁等の不具合が発生しました。工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、工事請負契約約款第28条の規定に基づき受注者がその損害を賠償することになっております。現在、受注者が被害を受けられた方と協議中でありますので、発注者であります町といたしましても、今後の推移を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 質問の持ち時間が終わりましたので、岩田議員の質問は終了となります。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。午後1時15分より再開いたします。

午後0時 2分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（松原浩二君） 会議を再開する前にご連絡させていただきます。岩田議員は体調不良で退席されました。

先ほどの岩田議員の質問の2項目めの町長の答弁ですが、これ勘違いで1項目めに対する答弁でしたので、削除とさせていただきます。

それでは、休憩を終わり、会議を再開いたします。

5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） 5番議員、後藤でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。今回は大きく2項目についてお尋ねをしたいと思います。

まず、1項目め、思いが届くふるさと納税へということで、ふるさと納税について5点お尋ねをいたします。

1点目、ふるさと納税の推移と今後の見通しはということで、町のふるさと納税の受入額が飛躍的に増えました。平成30年度にふるさと納税プロジェクトチームを設置して取り組んだ成果が出ています。これはとてもうれしいことです。ここで一度皆さんと共有するためにあえて聞かせていただきますが、ふるさと納税事業の昨年度の実績について伺うのと、また納税額が飛躍的に上がっていますが、今後の見通しについてどのようにお考えなのかを伺いたいと思います。

また、他自治体に対して町民が寄附したことによって税額控除された額についてもお聞かせください。

2点目、ふるさと納税事業費の内訳はということで、2008年の4月の地方税法等の改正によってふるさと納税が始まり、町においては数年間は税額控除の部分でマイナスになっている部分があったかと思われませんが、本腰を入れた3年前から収支においてプラスに転じています。ふるさと納税の市場は令和2年度6,725億円、対前年度比約1.4倍、約3,489万件、対前年度比約1.5倍と右肩上がり、寄附者数も平成21年度には19万人だったものが、令和3年度では552万人となり、今後は各自治体とも制度の範囲内で利用者を魅了する返礼品を工夫して出品してることが予想され、寄附者からはますます地域の魅力を反映した返礼品を求められると考えられます。また、税の流出が増大してきたことから、ふるさと納税に本腰を入れ始めた都市部も出てきております。ですので、これからのフェーズにおいても本当に頑張りたいなという思いです。

実際にプロジェクトチームを設置して経験されていますように、ふるさと納税というのはもちろん納税額が入ってくる、広報もできる、寄附者、税金を納めた方はすばらしい商品がもらえる、受けた納税額でいろんな事業ができるというところで、売り手よし、買い手よし、世間よしの三方よしの事業でありますので、その方策というか、どうしたらいいかというあたりについて一緒にお考えいただきたいと思います。

では、質問に戻りまして、先ほどお聞きしたふるさと納税の納税額ですが、これに係る事務費の内訳、返礼品と仲介料と税収入、つまり納税事業費としての歳出、経費です。これについては返礼品の調達費用、返礼品発送等の管理や返礼品掲載サイトへの掲載等に関わる事業者への委託料、寄附者のクレジットカード決済に関わる手数料

等、それぞれお答えください。

なお、今回皆さんと共通理解を深めるためにふるさと納税についての資料を作成いたしましたので、併せてご覧いただけますと幸いです。

3点目、中間事業者・生産者・自治体職員のそれぞれの役割分担はどのようになっているか。

現在、町におけるふるさと納税業務に関わる中間事業者・生産者・自治体についてそれぞれどのような役割を持っているか、お聞かせください。

4点目、ふるさと納税の体制・仕組みづくりについてです。

ふるさと納税の寄附額につきましては右肩上がりということで、来年度は過去最高額の1.5億円の見込みということも聞いております。岐南町の庁舎の中でこれだけ稼いでいる担当部署というのではないと思います。以前設置されたふるさと納税プロジェクトチームは1億円の目標を達成後解散し、現在は1名の職員でふるさと納税を担当しているということですが、これからのフェーズでさらにふるさと納税に力を入れていくとすると、今のまま体制では岐南ブランドの発信ですとか、岐南ファンの獲得など、次の一手が打てないと思いますので、ふるさと納税発信室の新設など、新しい組織づくりや体制づくりを検討したほうがよいと考えます。

例えば、ふるさと納税対策室というか、発信室みたいなものです。なぜそのような設置をしたほうがいいのかというところをもうちょっと詳しく述べさせていただきますと、今の時点では寄附を受けているだけというか、そういうイメージを持っております。私はもう一つランクアップできるのではないかと思います。ふるさと納税担当課の体制づくりをしっかりとすることで、できることが格段に増えていくと思います。体制をしっかりとしていくことで、ふるさと納税を通じた岐南のPR、岐南ブランドの発信、岐南ファンクラブの募集、ふるさと納税をきっかけとした販路の拡大、これが一番大事です。考えれば切りがないぐらいにふるさと納税から新しい広がりを見せます。これがふるさと納税の本質です。

というのも、ふるさと納税をしていただける方へ、寄附者の方へのアタック、1人につき最低でも3回は岐南の売り込みが自動的にできます。この3回の売り込みチャンスを最大限に生かす、活用することで岐南ファンを増やし、ひいては寄附額の増加ですとか、次の販路の拡大などにつなげて、また寄附の増加につながっていくものと考えておまして、ここからはアイデア提案になりますが、例えば最初の寄附者へのアタックチャンスでは、ふるさと納税に係る関係書類を送る際に、お得なクーポンを忍ばせておくとか、パンフレットぐらいは一緒に同封するといったこともいいのではないかなと思いますし、また確認のメールというものを送ると思います。確認メール

の返信の際には、岐南をPRする動画サイトをURLで貼り付けて、また岐南町に来ると特典が受けられるようなメール送信をすること。

さらに、返礼品の送付時というものも第3の ATTACK チャンスであります。段ボールの中に返礼品と一緒に、通販でも岐南の特産物が購入できるチラシの同封ですとか、パンフレットの同封、岐南に来るとお得になる特典を入れておくなど、ふるさと納税一つで幾らでもアイデアは出てきますし、寄附者との接点が意外と多い、さらにコロナ禍に強い制度であることからふるさと納税の特徴だと思います。ぜひふるさと納税の特徴である寄附者との接点の多さを最大限に生かしまして、納税から岐南PR、岐南ファンを増やしていく、そして岐南町に寄附してよかったと、また応援していただけるような仕組みづくりをお願いしたいと思いますけれども、これについての見解を伺います。

最後に、5つ目、ふるさと納税に係る仲介事業を町内の企業で行えないかということです。

ふるさと納税の事業に関する課題には、地方の町村自治体はマンパワーが不足しているということがあります。そのため中間事業者といって自治体職員の代わりに代行する中間事業者に委託する自治体がほとんどです。現在、町では皆さんご存知の「さとふる」へ業務委託しています。「さとふる」はふるさと納税の運営に必要な企画と関連業務を一括して代行するサービスを提供していますが、この事業者は東京の大手企業です。中間事業者はサイトを運営していただいたり、発送していただいたり、受付していただいたりという、これが約1,600万円ということで、かなりの額を支払っているというような状況で、今後も納税額が増えれば増えるほどこの額も増えていくということになります。東京の会社が悪いということではなく、現状「さとふる」がやってくださっていることも存じておりますが、東京の会社の方が岐南町まで来て、生産者さんとお話ししたり、一緒に返礼品を開発したり、そういったことは難しいと思います。ですので、これはできれば町内の会社で行っていただきたいです。

ふるさと納税の本来の趣旨は、その町を応援したいということでできたといえども、実際今どのような形で運営しているかといったら、返礼品目的で全国から寄附が集まっているというのも現実問題あると思いますので、町内のきめ細やかで親切的な、すぐ会いに行ける身近な中間事業者に、町や町内の生産者の方の思いや寄附者の方に対する感謝の思いをもって返礼品をサイト上で見せていただくように、岐南の会社で岐南町とタイアップして力を合わせて寄附者をもっともっと増やす、ここがすごくポイントだと思います。

また、ふるさと納税事業により生じる果実、つまり収入、さらに委託料等の経費も

含めてできるだけ町内に帰着させることによって町内の経済の好循環を生み出します。ふるさと納税に係る仲介事業、こちらのほうは町内の会社にやっていただきたいと私は考えているわけですが、町としての見解を伺います。

以上です。

○議長（松原浩二君） 傍島敬隆総務部長。

○総務部長（傍島敬隆君） 後藤議員の1項目め、思いが届くふるさと納税へについての1番目のご質問、ふるさと納税の推移と今後の見通しはについてお答えいたします。

令和2年度におけるふるさと納税の寄附実績につきましては、寄附件数7,320件、寄附金額1億2,883万円であり、令和元年度の実績と比較いたしますと、寄附件数は約3.3倍、寄附金額は約3.5倍と大幅な増加となりました。今後の見通しにつきましては、今年度10月31日現在の寄附額は5,514万円ですが、寄附は年末に集中する傾向がございますので、最終的な寄附額は1億5,000万円に達するであろうと見込んでおります。

一方、岐南町民が他の自治体に対して寄附したことにより税控除された額について、いわゆるこの金額が税収減に当たるものでございますが、令和2年度課税分は3,899万8,000円でございます。

続いて、2番目のご質問、ふるさと納税事業費の内訳はについてお答えいたします。

ふるさと納税に関する事業費につきましては、国から一定のルールが定められており、総務省告示第179号第2条第2項において、当該各年度において受領した寄附額の50%に相当する金額以下である必要がございます。令和2年度の実績でご説明申し上げますと、事業費総額は約6,286万円であり、寄附金額に占める割合は約48.8%でございましたので、この総務省が示す規定の範囲内、50%以内で事業費を適正に支出いたしております。

なお、内訳につきましては、次の5つの区分によって分けられます。まず1つ目は、返礼品等の調達に係る経費でございます。これは地方税法第37条の2第2項第1号において、当該各年度において受領した寄附額の30%に相当する金額以下であることが定められておりますが、支出金額は約3,804万円であり、寄附額に占める当該経費の割合は約29.5%でございました。2つ目は、返礼品等の寄附に係る経費で、返礼品等の運送料や梱包費用等であり、支出金額は約706万円でございます。3つ目は、広報に係る経費で、これは新聞広告の掲載に係る費用やインターネット広告の掲載に係る費用等に当たり、昨年度の費用は約7万円でございます。4つ目は、決済等に係る経費で、インターネット上のクレジットカード決済の手数料や金融機関の取扱い手数料等であり、支出金額は約246万円でございます。最後に5つ目は、事務に係る

経費で、これは返礼品等に係る情報をポータルサイトに掲載するための運営事業者に対する委託料等であり、支出金額は約1,521万円でした。

続きまして、3番目のご質問、中間事業者・生産者・自治体職員のそれぞれの役割分担はどのようになっているかについてお答えいたします。

まず、中間事業者の役割についてですが、現在本町のふるさと納税に係る事務は株式会社さとふるが実施しており、寄附受付等に係る業務、寄附金の収納業務、お礼品の購入及び寄附者への配送手配、寄附に係る問い合わせ対応に係る業務、寄附受領証明書・ワンストップ特例申請書の発行及び発送業務、これらを委託しております。

なお、令和2年度より「さとふる」以外の「ふるさとチョイス」「楽天」「ふるなび」の3つの寄附受付のポータルサイトにおける返礼品発注業務等も株式会社さとふるに委託しております。つまり、中間事業者は各寄附受付サイトの情報を集約し、事業者へ発注・集荷、返礼品を寄附者に届けるまでの役割を担っていただいております。

次に、生産者の役割についてですが、生産者である返礼品提供事業者は、ふるさと岐南応援寄附金返礼品募集要項に基づき、返礼品等の要件を審査し、決定、登録されます。返礼品提供事業者は寄附者に地場産品や事業者が行うサービス等を提供するとともに、全国に地域産品をPRすることにより、町の魅力を発信する役割を担っていただいております。

最後に、自治体職員の役割についてですが、職員の役割は大きく3つあり、1つ目に返礼品提供事業者の開拓・登録業務、2つ目に寄附に関する問い合わせ対応に係る業務、3つ目にワンストップ特例申請書の受付業務でございます。特に、返礼品提供事業者の開拓・登録業務では、町内事業者の情報に常にアンテナを立て、魅力ある地域産品の開拓に尽力しております。また、既に登録がある事業者とも適宜連絡を取り、現在の状況の確認や追加の返礼品についてのやりとりをいたしております。したがって、自治体職員は寄附者と事業者を結ぶかけ橋の役割を担っております。

このように中間事業者・生産者・自治体職員が一丸となってふるさと納税に係る業務を行っており、地域経済の活性化を図り、本町のファンを増やすように取り組んでおります。

続きまして、4項目めのご質問、ふるさと納税の体制、仕組みづくりについてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、平成30年度に設置されました岐南町ふるさと納税推進プロジェクトチームは、昨年度目標としていた寄附額の1億円を達成後解散いたしました。このプロジェクトチームでは各分野の職員が集まり、町への応援である寄附の増額と寄附に対する返礼品による地域活性化を目的として、返礼品数の増加や寄附方法の拡

充などに取り組んでまいりました。このプロジェクトの取組によりふるさと納税による寄附額は、令和元年度に前年度の約16倍である3,728万円、さらに令和2年度には先ほども申しましたように、前年度の約3.5倍である1億2,883万円にもなりました。

議員ご指摘のとおり、ふるさと納税は寄附者との接点が多いことが特徴の一つでございます。現在は寄附していただいた方に返礼品とともにお礼状を送付することで感謝の気持ちを届け、次回の寄附等につなげております。また、新たなプロジェクトチーム等の設置については考えておりませんが、今後も寄附していただいた方に町をPRしていくにはどのような手段があるかを調査検討し、町の魅力発信に尽力してまいりたいと考えております。

続きまして、5番目のご質問、ふるさと納税に係る中間事業者を町内の企業で行えないかについてお答えいたします。

3番目のご質問で申し上げましたとおり、中間事業者の業務の内容といたしましては、寄附受付等に係る業務、寄附金の収納業務、お礼品の購入、及び寄附者への配送手配、寄附に対する問合せ対応に係る業務、寄附受領証明書・ワンストップ特例申請書の発行及び発送業務と非常に多岐にわたります。岐阜県域の中間事業者の委託先を見ますと、ふるさと納税を専門にしている企業やふるさと納税に係る長年のスキームを持っている企業に委託している傾向にあり、本町が委託しております株式会社さとふるも、ふるさと納税を主として扱っている企業の一つであります。

ふるさと納税に係る中間事業は、これらの業務に専門性を有し、数多くの寄附者からのご要望、問合せ等に迅速に対応できることが重要だと考えております。株式会社さとふるには本町以外にも多くの自治体のふるさと納税業務を請け負っており、より多くの対応をしてきた実績がございます。議員ご指摘のとおり、ふるさと納税事業の委託業務等を町内の事業者に行わせることが可能であるのならば、その事業者において利潤が生まれることにより町民法人税等の納税をいただくサイクルが確立し、町の経済に好循環を生み出すことができると思っておりますが、残念ながら町内においてふるさと納税を専門にしている事業者や、ふるさと納税に係る事業スキームが確立しているような事業者については把握をいたしておりません。

また、寄附者の利便性を優先する観点におきましては、現在よりもサービスの質の低下を招くことはあってはならないことだと考えておりますので、全国の寄附者を相手にし、宣伝等のPR効果を発揮でき、経営ノウハウ等を十分に有している事業者に委託すべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） 議長のお許しをいただきましたので、1点再質問させていただきます。

先ほどのご答弁の中で、現在町内には仲介事業者として業務に対応できる事業者がないというご答弁でありましたけれども、そうであれば、将来この業務を請け負うことができる地元の事業者の育成を図るため、参入を目指す地元事業者が例えば町外の事業者とコンソーシアム形式などで参画してノウハウを身につけるといような方法で地元業者が参加できるよう育成することはできると考えます。職員も優秀ですし、そのように民とタイアップして力を合わせてやれば、十分岐南町内の業者でも対応できるというか、この事業をできるのではないかと思いますので、これについての見解を伺います。

○議長（松原浩二君） 傍島敬隆総務部長。

○総務部長（傍島敬隆君） 後藤議員のただいまの再質問、ふるさと納税に係る業務における地元事業者の育成についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、ふるさと納税事業の委託業務等を請け負う中間事業者について、町内に所在する事業者が行うことができるのであれば、雇用が生まれるなど、町の経済が好循環になると思います。しかしながら、現在町内においてふるさと納税を専門にしている事業者やふるさと納税に係る事業スキームが確立しているような事業者については把握をいたしておりません。また、職員におきましても地元の事業者を育成するためのノウハウや中間事業者からそのノウハウを身につける手段を持ち合わせておりません。

寄附者へのサービスの質の維持、向上という観点において、寄附者が岐南町に寄附してよかったと思っていただくという意義を第一に考えますと、寄附者は本町に魅力を感じ、寄附をしていただいていることから、現在の中間事業者が培った全国ネットを駆使した展開をする効果は絶大でありますので、現時点においてふるさと納税事業の委託業務等につきまして、地元の事業者を開拓するとか、特定の事業者に対し町が力を入れて育成していくことは考えておりません。

いずれにいたしましても、ふるさと納税は大変貴重な財源でありますので、引き続きより町をPRできる返礼品の開拓やリピーターを増やすこと、町の関係人口の創出など、地域の魅力を発信できる工夫を図り、今以上に寄附者や寄附額を増やせるように、他市町の事例を調査研究してまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） では、2項目めに入ります。加害、被害、傍観者を生まない生

命の安全教育の推進を。

令和2年6月11日、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において、性犯罪・性暴力対策の強化の方針が決定されました。この方針を踏まえ、文科省は、性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、この根絶に向けた取組を強化していく必要があるとし、令和2年度から4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間として、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を速やかに進めるため、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進することになりました。その上で教職員各位においては、性犯罪・性暴力対策の強化の方針について十分了知されるとともに、命の安全教育の趣旨を踏まえた教育・啓発の強化等について協力の通知がされています。

誰かから受けた暴言、暴力が人生に及ぼす影響は大きく、子供たちならなおさらです。性教育は相手への思いやりの気持ちが本質であり、究極の人権教育です。これまでの性教育は大人になっていく体の仕組みや変化、性感染症予防について取り扱われていましたが、新しい性教育「生命（いのち）の安全教育」は、SNSを使うときに気をつけること、デートDV、自分と相手を守る距離感、性暴力に遭った場合の対応などを学びます。この狙いは先ほど申し上げたとおり、性暴力から守ること、つまり自分と相手を大切に、暴力を許さない心を育むこと、子供たちが将来被害者にも加害者にも傍観者にもならないための教育です。

この取組について関心を持ち、昨年度、大阪市立生野南小学校公開授業を視察してまいりました。生野南小学校は、かつて子供たちの暴言、暴力、そして大人たちへの不信感にあふれ、いい知れない孤独や不安を物や人にぶついたり、強烈な力関係を構築したりすることで自身を保つというような状況が多く見られていました。もちろん教職員は毎日その対応に追われ、心身共に疲弊していました。

子供個人を指導で改善しようとする、さらに荒れたので、自分の思いを伝えることができる子供を育てるのがまずは必要と考え、子供の置かれている環境と、困り事にアクションをかけるやり方にシフトチェンジし、心理、医療、福祉の専門家からアドバイスをもらい、授業に落とし込むときには、国語の専門家からアドバイスをもらい、国語教育と性教育を柱に独自の「生きる教育」プログラムをつくり上げ実行しました。

低中学年では1年生は「大切な心と体」、2年生は「ちょうどいい距離」、3年生では「子供の権利」、4年生では「生い立ちと将来の夢を語ろう」を行い、4年かけて自分を大切にする視点を育み、高学年では互いを尊重しながらつながる力をつける

ため、5年生で「愛？それとも支配？」、6年生では「こころの傷を考えよう」で他人との関係を学ぶプログラムになっています。これによって校内暴力はやみ、落ち着いた学習環境となったことで児童の学力も向上したという結果が出ています。そして、今では文科省の「加害、被害、傍観者を生まない生命の安全教育」のモデル校として全国から視察が来る先進校となりました。

先ほどご紹介したように、生野南小学校では、小学校5年生で愛と支配の違い、いわゆるデートDVについて学びます。なお、文科省の教材では中学生向けとはなっていますが、小学校でも使用は可能です。これを大人が聞くと、小学校5年生には早いのではないかという意見もあることは当然理解をされています。

では、なぜ生野南小学校では小学校5年生で学んでいるのかといいますと、誰もが経験する好きになるという特別な感情は、相手の幸せを願う与える愛ではなく、一体化願望である支配したり、支配されたりする関係になる可能性があることを、好きになる前に学ぶことが大切だと考えて、好きになってしまうと世界に入ってしまうので、人を好きになる前に価値観を学び、記憶の片隅にでも残しておいてあげたいという思いからということで、つまり後悔することのないように先手を打っているということです。

また、プライベートゾーンについて、見せてはいけない、見られてはいけない、触られてはいけない、触らせてはいけないことや、プライベートゾーンの写真を撮ってはいけない、撮られてはいけない、スマホやパソコンで送ることも絶対にだめというルールも学びます。

今の子供たちはオンラインで人とつながることが当たり前になっています。SNSを使って気軽にコミュニケーションが取れる時代だからこそ、相手の都合や相手の気持ちを考えずに感情がエスカレートすることがあります。24時間いつでも監視できてしまうので、トラブルに巻き込まれやすいです。コロナ後はそれが加速度を増しました。子供たちを取り巻く環境は確実に変化しています。知らない人とどういったトラブルが起こるかちゃんと伝えておかなければ、守れない状況になっているという社会的な変化に対応しているということも重要だと感じました。

生野南小学校の先生方が覚悟を決めてからの約10年は、この実践が大人の事情で止まることのないように、教育委員会、議会、保護者、地域の皆さんが大切に守ってきてくださった結果だとおっしゃられました。

知識があれば避けられるトラブルがたくさんあります。犯罪に巻き込まれてからでは遅いのです。これは社会全体で考えなければならぬことです。生野南小学校の先生方がおっしゃった「今やっている授業が当たり前になって初めて世の中が今よりよ

くなっている」「授業の力を信じる」「公立学校の教員こそ子供たちの人生の土俵で踏ん張らなければいけない」、この言葉は本当に心に突き刺さりました。

この新しい性教育、性犯罪・性暴力対策の集中強化期間、令和2年度から令和4年度までとされ、来年度が最終年度となりますが、町内の子供たちを守るためにこの取組は大変重要だと考え、以下の4点の質問をいたします。

1点目、新しい性教育、生命の安全教育について教育長の見解をお聞かせください。

2点目、町内の学校における「生命の安全教育」は現在どのように行われているか、お尋ねをいたします。

3点目、デジタルネイティブである現在の子供たちの環境に即した内容になっているか、お聞かせください。

最後、4点目、新しい性教育への変化について家庭教育学級などにより保護者と共有を推進すべきだと考えます。それについての見解をお尋ねいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松原浩二君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 後藤議員の2項目め、加害、被害、傍観者を生まない生命の安全教育の推進をについての1番目のご質問、新しい性教育についての見解についてお答えをいたします。

近年の社会の著しい変化や情報化社会の進展などに伴い、児童生徒を取り巻く環境も変化をする中、性に関わる問題として若年の妊娠、出産、人工妊娠中絶、性感染症による健康被害、性的虐待や性の商品化などが挙げられます。こうした現実の背景には、真偽を取り混ぜた興味関心だけをあおるような一部のマスメディアや、規範によらないインターネットでの情報氾濫、増加する出会い系サイトなど、様々な社会環境にあると考えられます。この現状に対し子供たちの生き方を導く私たち大人が、子供たちの権利を守ることは当然であり、社会全体で取り組む必要があるとも考えています。

教育においては全ての改善を図ることは困難だと思っています。ですが、子供たちが性について正しく理解をし、正しい知識を身につけることが重要であり、防ぎ得る不幸な事態は少なくないと考えています。

性に関する教育を進める上でどのような内容をどの程度扱うか、取り扱う内容も留意が必要です。思春期を迎えた子供たちが性の興味関心だけを持って授業を終わるのではなく、自分や相手の生き方にまで心を寄せられるよう指導する必要があります。したがって、学校では子供が性暴力の加害者や被害者、傍観者のいずれにもならないという国の方針を受け、文部科学省と内閣府が連携し、有識者の意見も踏まえて

作成した生命の安全教育のための教材及び指導の手引を活用して、教育や啓発に努めたいと考えています。

学校における性に関する教育は、児童生徒の人格の完成を目指す人間教育の一環として、生命の尊重、人格の尊重、人権の尊重などの根底を貫く人間尊重の精神に基づいて行うものだと捉えています。

さらに、子供たちの心身の成長、発達には個人差があることから、全てを集団指導で教えるのではなく、集団指導で教えるべき内容と個別指導で教えるべき内容を明確にするとともに、保護者や地域との連携を密にして、子供が学ぶ内容を共有するなど、効果的に指導することが大切であると考えています。

各学校においても全教職員で共通認識を図り、児童生徒が性に関する正しい知識を身につけ、適切な意思決定や行動選択ができるよう授業を進めるとともに、心の壁をつくらない相談体制を構築することも重要であると考えております。

続いて、2番目のご質問、町内の学校における生命の安全教育はどのように行われているかについてお答えをします。

国の性犯罪、性暴力対策の強化の方針を受け、羽島郡二町教育委員会も令和3年5月14日付通知文書にて、生命の安全教育を推進することや、そのときに活用できる教材及び指導の手引について周知を図っております。

町内の小学校では、低学年において連れ去り防止の講話、中学年では保健の学習において男女の違いと相手を大切に尊重し合うこと、高学年ではNHK for Schoolの動画を活用したSNSに関わる学習等を行っております。また、6年生を対象に性教育の団体による命の授業を実施した学校もございます。

中学校では「SOSの出し方教育」を全校生徒を対象として実施しております。また、年度内には生命の安全教育のため、教材を活用した学習を行えるよう検討していると聞いております。

今後は児童生徒の発達段階や、各学校の状況を踏まえ、教材の内容に加除修正を加えて使用することも含め、事例等紹介するなど、実践が進むよう努めたいと思っております。

続いて、3番目のご質問、現在の子供たちの社会環境に即した内容になっているかについてお答えします。

このご質問に対しては町内の実践が十分ではないということから、即した内容になっているかどうか判断しかねる旨、初めにお伝えをしておきます。今後活用していかうとする生命の安全教育につきまして、主な内容は次のようになっております。

小学校では、水着で隠れる部分は自分だけの大切なところであること、相手の大切

なところを見たり触ったりしないこと、嫌な触られ方をした場合の対応、SNSを使うときに気をつけること等です。中学校では、自分と相手を守る距離感について、性暴力とは何か、デートDV、SNSを通じた被害の例示、性暴力被害に遭った場合の対応等です。また高校では、中学校の内容に加え、性暴力とは何か、セクシャルハラスメントの例示、二次被害について等があり、発達段階を考慮した内容となっております。

性に関する子供の思考、判断や行動は、家族、友人等の周囲の人々やマスメディアなどからの影響を強く受けていると考えられることから、子供たちへの性に関する指導においては次のような内容も取り扱う必要があると考えています。

1つ目、性に関わり心や行動に影響を及ぼす心理社会的な要因の理解。2つ目、差別、偏見や性的行動を助長する誤った社会通念の改善。3つ目、性や生き方に関わる価値観の育成。4つ目、健全な人間関係の形成です。

これらの内容は保健体育をはじめとする各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間等で示された項目内容をよりどころにして適宜取り上げることが考えられます。また、指導の工夫としてケーススタディを活用することが効果的だと思っております。ケーススタディの学習では、起こりそうな架空の物語を設定し、学習者に主人公の気持ちや考え、また行動の結果を予想します。また、主人公がどのように対処すべきかについて学習者の率直な意見を引き出し、具体的にどのようにするか考え、話し合ったり発表したりします。こうした学習展開を通して二次被害など子供たちが抱きがちに誤った社会通念、男性、女性それぞれに対する特定の価値観にとどまった認識の改善、心や体の距離感や声のかけ方など、心理社会的なスキルの向上等を図ることができると考えます。

最後に、4番目のご質問、新しい性教育への変化について家庭教育学級などにより保護者と共有を推進するべきだと考えるが見解はについてお答えをいたします。

性に関する指導を進める上で、子供たちのみならず教師や保護者の性に対する羞恥心や指導に対する抵抗感があることが大きな壁になっていると考えられます。性に関わり子供たちが生涯を通して適切に判断し行動していくための基礎、基本となる資質、能力を身につけることができるように、まずは大人が性に関する教育を、生き方の教育であり、人権教育であることをしっかりと認識して臨む必要があると考えます。学校における性に関する教育を実施する際には、保護者や地域の理解を得ることが大切だと考えています。授業参観での公開や学年通信での情報の提供、PTA主催の家庭教育学級、学校運営連絡協議会などにより、学習の狙いや内容を周知し、保護者や地域の理解を得た上で実施することも必要であると考えます。

さきにも述べましたが、子供たちの心身の成長発達には個人差があることから、全てを集団指導で教えるのではなく、集団指導で教えるべき内容と個別指導で教えるべき内容を明確にして、学校、家庭、地域が連携を密にして指導することが大切であると考えております。

以上でございます。

—————◇—————

○議長（松原浩二君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。明日から12月21日までの4日間は、議事の都合により休会とし、12月22日午前10時から会議を開きます。

午後2時4分 散会

—————◇—————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

松原浩二

岐南町議会議員

渡邊憲司

岐南町議会議員

木下美津子